



京都弁護士会
KYOTO BAR ASSOCIATION

「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただく必要があります。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！
QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。



第 **45** 号
2019.11.2

人権救済基金運営委員会

京都弁護士会

〒604-0971

京都市中京区富小路通丸太町下ル

TEL (075) 231-2378

FAX (075) 231-2373

http://www.kyotoben.or.jp

人権救済基金ニュース

人権救済基金をご利用下さい！

人権救済基金運営委員会 委員長 津田政典

京都弁護士会には「人権救済基金」という制度がありますが、皆さん、ご存知でしょうか。

1993年度に設立された制度で、これまで70件以上の事件に援助を行ってきました。有名なものとしては、アスベスト関連疾患事件、福知山花火大会爆発事故事件、カネボウ白斑被害事件、下鴨マンション建設風致許可取消請求事件などがありますが、ニュースにならない事件についても多数援助を行ってきました。

この制度の主な特徴は、①援助の対象を公益事件に限定していること、②法テラスと違い、資力が一定額以下であることや、勝訴の可能性を援助の条件としていないことです。

裁判を起こしたいけれど費用がない場合、まずは法テラスの利用を検討することになりますが、どうしても法テラスの利用条件を満たさない事件もありますし、例えば多数の被害者が存在する消費者事件などは、そもそも法テラスの利用に馴染みにくとも考えられます。その解決に公益的意義がある事件について、裁判費用の問題で解決をあきらめてしまうのは社会全体にとっての損失といえます。

このようなときに、裁判に必要な費用を援助するのが人権救済基金です。基金では、資力や

勝訴の見込みにかかわらず、弁護士費用や実費、事件に関する相談調査などの費用を、審査のうえ、80万円を上限として援助します。ただし、基金の目的は「人権の救済と伸長をめざす活動を推進すること」ですので、援助対象となる事件は、「高齢者や子ども、身体障害者、外国人などの人権に関する問題や、消費者被害問題、両性の平等問題などの人権保障が未だ不十分である者の人権に関する問題で、その解決が公益的意義を有する事件（『公益事件』）」に限られます。このような事件について、法テラスの要件を満たさないなどの理由で費用にお困りの場合、ぜひ、基金への援助申し込みをご検討下されば幸いです。

いつの時代も人権が十分に守られていない分野は存在し、ひょっとすると、今後、基金の果たす役割は増してくるかも知れません。今回の基金ニュースを読んで頂いた方は頭の片隅で結構ですので、身近な所に人権救済基金という制度があることを覚えておいて頂ければ幸いです。

これからも人権救済基金へのご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

* これまでに基金で援助した事件 *

	事件名
1994年	外国人労働者未払賃金等請求事件
1995年	一条山開発許可処分取消請求事件 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴） 家庭教師賃金支払等請求事件
1996年	障害者の刑事事件（上告） 医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件
1997年	市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件 ヤコブ病損害賠償請求事件 桂高校制服問題事件
1998年	浮島丸公式陳謝等請求事件
2000年	在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件 日栄不当利得返還請求事件
2001年	個人情報非訂正決定処分取消請求事件 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件 レンタルハウス被害者救済事件 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件 生活保護不当廃止損害賠償請求事件
2002年	ホームヘルパー養成講座事件 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件
2003年	障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判） 中国残留孤児国家賠償請求事件 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件
2004年	障害厚生年金未給付国家賠償請求事件 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件
2005年	在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件 自衛隊イラク派遣差止等請求事件 薬害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件） 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件
2006年	①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件 ②労働災害損害賠償請求事件
2007年	船岡山マンション建設損害賠償請求事件 嘱託職員賃金差別事件
2009年	障害補償給付支給処分取消請求事件 入学金返還等請求事件
2010年	障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件 ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件 ②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）
2011年	破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）

次ページへ続く

前ページからの続き

	事件名
	発達障害者の窃盗被告事件 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患） 水族館施設設置許可取消請求事件
2012年	人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）
2013年	大飯原発運転差止等請求事件 損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故） 損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）
2014年	カネボウ白斑被害損害賠償事件
2015年	京都スタジアム建設に関わる都市計画公園事業認可取消請求事件 天ヶ瀬ダム再開発事業公金差止等請求事件 生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件
2016年	下鴨マンション建築風致許可取消請求事件
2018年	旧優生保護法に基づく被害回復請求事件

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。
2019年9月末時点での援助件数は、72件です。

=2018年度人権救済基金報告=



収入の部

科目	'18年度予算額	'18年度決算額
1 会員寄附金	900,000	945,000
2 会員外寄附金	300,000	96,605
3 償還金	0	0
4 受取利息	100	110
5 雑収入	0	0
当期収入合計(A)	1,200,100	1,041,715
前年度繰越金	11,353,908	11,353,908
収入合計(B)	12,554,008	12,395,623



支出の部

科目	'18年度予算額	'18年度決算額
援助金	3,500,000	800,000
活動費	850,000	431,615
雑費	10,000	3,064
予備費	8,194,008	0
当期支出合計(C)	12,554,008	1,234,679
当期収支差額(A-C)	△11,353,908	△192,964
次期繰越収支差額(B-C)	0	11,160,944